

改正後	改正前
医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日 医政発 0331 第 109 号 令和 3 年 3 月 31 日 医政発 0331 第 40 号 令和 5 年 3 月 31 日 <u>最終改正 医政発 0331 第 7 号</u> <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 各 都 道 府 県 知 事 殿 厚 生 労 働 省 医 政 局 長 (公 印 省 略) 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について	医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日 医政発 0331 第 109 号 令和 3 年 3 月 31 日 <u>最終改正</u> 医政発 0331 第 40 号 令和 5 年 3 月 31 日 各 都 道 府 県 知 事 殿 厚 生 労 働 省 医 政 局 長 (公 印 省 略) 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について

改正後	改正前
平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。 平成 31 年 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医療用機器等の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に<u>施行</u>されました。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。 記 第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等	平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。 平成 31 年 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医療用機器等の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に<u>施行</u>されます。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。 記 第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等

改正後	改正前
の特別償却制度について 1 趣旨 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限規制が平成31年4月1日から施行<u>された</u>ところ、医師については5年間適用が猶予され、2024年4月1日から上限規制が適用<u>された</u>。また、医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)では、医療機関は、雇用する医師の適切な労務管理を実施することが求められるとともに、自院における医師の働き方改革の取組内容について院内に周知を図る等、医師の労働時間の短縮のため、医療機関を挙げて改革に取り組む環境を整備することとされており、時間外・休日労働時間の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進する必要がある。 医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、 ・医師の労働時間<u>の適切な把握と管理</u> ・医師の長時間労働解消に向けた業務の移管（タスク・シフト）の推進や<u>労働時間</u>の短縮や医師間での業務の共同化（タスク・シェア）に資するチーム医療の推進 ・医師から業務の移管（タスク・シフト）を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮 を実現することが求められている。	の特別償却制度について 1 趣旨 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限規制が平成31年4月1日から施行<u>される</u>ところ、医師については5年間適用が猶予され、2024年4月1日から上限規制が適用<u>される</u>。また、医師の労働時間短縮等に関する指針(令和4年厚生労働省告示第7号)では、医療機関は、雇用する医師の適切な労務管理を実施することが求められるとともに、自院における医師の働き方改革の取組内容について院内に周知を図る等、医師の労働時間の短縮のため、医療機関を挙げて改革に取り組む環境を整備することとされており、時間外・休日労働時間の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進する必要がある。 医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、 ・医師の労働時間<u>管理の適確な把握</u> ・医師の長時間労働解消に向けた業務の移管（タスク・シフト）の推進や<u>時間</u>の短縮や医師間での業務の共同化（タスク・シェア）に資するチーム医療の推進 ・医師から業務の移管（タスク・シフト）を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮 を実現することが求められている。

改正後	改正前
この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。 2 概要 (1) ～ (3) (略) (4) 医療機関における手続等 (2) に掲げる者が開設する医療機関は、その所在地の属する都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）の助言を受けて医師等勤務時間短縮計画（以下「計画」という。別添 1。）を作成し、当該計画に勤務時間短縮設備等を記載した場合には、都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）長の確認を受け、勤務時間短縮用設備等を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く。）し医療保健業の用に供した上で、その用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、勤務時間短縮用設備等について通常償却費の額とその取得価額の 100 分の 15 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載し、計画の写しを各法人又は個人の納税地を管轄する税務署に青色申告する際に添付する。 (5) (略)	この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。 2 概要 (1) ～ (3) (略) (4) 医療機関における手続等 (2) に掲げる者が開設する医療機関は、その所在地の属する都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）の助言を受けて医師等勤務時間短縮計画（以下「計画」という。別添 1。）を作成し、当該計画に勤務時間短縮設備等を記載した場合には、都道府県の医療勤務環境改善担当課（室）長の確認を受け、勤務時間短縮用設備等を取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く。）し医療保健業の用に供した上で、その用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、勤務時間短縮用設備等について通常償却費の額とその取得価格の 100 分の 15 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載し、計画の写しを各法人又は個人の納税地を管轄する税務署に青色申告する際に添付する。 (5) (略)

改正後	改正前
(6) 制度対象となる期間 計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる。 3～5 (略) 第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について 1 (略) 2 概要 (1) 制度の概要 (2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までの間に、(3) に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 8 % の特別償却ができる<u>こととする</u>。 (2)・(3) (略) (4) 法人又は個人における手続等	(6) 制度対象となる期間 計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成 31 年 4 月 1 日から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる。 3～5 (略) 第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について 1 (略) 2 概要 (1) 制度の概要 (2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に、(3) に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 8 % の特別償却ができる<u>こととする</u>。 (2)・(3) (略) (4) 法人又は個人における手続等

改正後	改正前
特別償却を検討している建物及びその附属設備について、（３）に掲げる対象となるものであることを証する書類をその病院又は診療所の所在地の属する都道府県に提出し、その確認を受けた後、医療保健業の用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、通常の償却費の額とその<u>取得価額</u>の 100 分の 8 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載し、都道府県の確認を受けた書類の写しを各法人又は個人の納税地を管轄する税務署に青色申告する際に添付する。具体的に都道府県に提出する書類として以下に掲げるものが挙げられる。 ・ 特別償却を検討している建物及びその附属設備に関する工事計画等の工事の概要や範囲が特定できる書類 ・ 特別償却を検討している建物及びその附属設備を有する病院又は診療所の具体的対応方針 なお、これらの書類については、医療機関の開設許可申請等に係る書類、地域医療構想調整会議において提出する書類等の既存の書類を活用して差し支えない。 （５）（略） 第３ 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について １ （略）	特別償却を検討している建物及びその附属設備について、（３）に掲げる対象となるものであることを証する書類をその病院又は診療所の所在地の属する都道府県に提出し、その確認を受けた後、医療保健業の用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、通常の償却費の額とその<u>取得価格</u>の 100 分の 8 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載し、都道府県の確認を受けた書類の写しを各法人又は個人の納税地を管轄する税務署に青色申告する際に添付する。具体的に都道府県に提出する書類として以下に掲げるものが挙げられる。 ・ 特別償却を検討している建物及びその附属設備に関する工事計画等の工事の概要や範囲が特定できる書類 ・ 特別償却を検討している建物及びその附属設備を有する病院又は診療所の具体的対応方針 なお、これらの書類については、医療機関の開設許可申請等に係る書類、地域医療構想調整会議において提出する書類等の既存の書類を活用して差し支えない。 （５）（略） 第３ 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について １ （略）

改正後	改正前
2 概要 (1) 制度の概要 (2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、(3) に掲げる医療用機器の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）又は製作をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 12% の特別償却ができる<u>こととする。</u> (2) (略) (3) 制度の対象となる設備等 租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成 21 年厚生労働省告示第 248 号）に定める医療用機器については、従前から特別償却の対象として認められているところであるが、当該医療用機器のうち病院又は診療所において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置（4 列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4 列未満を除く。）（以下「全身用CT・MRI」という。）については、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に限り特別償却の対象とすること。<u>(削除)</u>	2 概要 (1) 制度の概要 (2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、(3) に掲げる医療用機器の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く。）又は製作をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 12% の特別償却ができる<u>こととする。</u> (2) (略) (3) 制度の対象となる設備等 租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成 21 年厚生労働省告示第 248 号）に定める医療用機器については、従前から特別償却の対象として認められているところであるが、当該医療用機器のうち病院又は診療所において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置（4 列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4 列未満を除く。）（以下「全身用CT・MRI」という。）については、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に限り特別償却の対象とすること。<u>なお、診療所において、令和 3 年 3 月 31 日までに、取得し、医療保健業の用に供した全身用CT・MRIについては、従前どおり特別償却の対象として認められるため、次に掲げる条件は求めない。</u>

改正後	改正前
①～③（略） （４）法人又は個人における手続等 法人又は個人は、全身用ＣＴ・ＭＲＩについて、（３）に掲げる条件のいずれかを満たすことについて証する書類をその所在地の属する都道府県に提出し、その確認を受けた後、その用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、通常の償却費の額とその<u>取得価額</u>の 100 分の 12 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載する。具体的に都道府県に提出すべき書類として以下に掲げるもののいずれかが挙げられる。 （５）（略） 第４ 施行期日について （略）	①～③（略） （４）法人又は個人における手続等 法人又は個人は、全身用ＣＴ・ＭＲＩについて、（３）に掲げる条件のいずれかを満たすことについて証する書類をその所在地の属する都道府県に提出し、その確認を受けた後、その用に供した日の属する事業年度（個人の場合は年）の青色申告の際に、通常の償却費の額とその<u>取得価格</u>の 100 分の 12 に相当する金額との合計額以下の金額で当該法人又は個人が必要経費として計算した額を記載する。具体的に都道府県に提出すべき書類として以下に掲げるもののいずれかが挙げられる。 （５）（略） 第４ 施行期日について （略）